

貞明寮寮規

附則

- 1 この寮規は、令和4年4月1日から施工する。

日課

起床・洗面	7:00	(休日を除く)
清 掃	7:10 ~ 7:25	(休日を除く)
朝 拝	7:30	(休日を除く)
朝 食	朝拝終了後 ~ 8:30	(休日を除く)
昼 食	11:30 ~ 13:30	
夕 食	16:30 ~ 20:30	
シャワー室	7:00~24:00	
入 浴	17:00~21:30, 22:00~23:30	* 21:30~22:30は清掃のため使用不可
自 習	20:00 ~ 22:00	(休日・祝日を除く)
門 限	22:30	
消 灯	24:00	

注意

- * 日課の変更・連絡事項がある場合は、朝拝後に伝える。
(朝拝を欠席した時は、各自で連絡事項を確認する)
- * “自己責任” “時間厳守” “時間の使い方を工夫する”
- * 5分前の精神で行動する。
- * 居室・談話室以外の飲食禁止
(食堂：食事時間帯以外は寮長の許可を得る)

1 起床・洗面

放送で起床する。

2 清掃

- (1) 毎朝の清掃は、分担区域を行う。
- (2) 必要に応じて大掃除を行う。(閉寮大掃除：閉寮前の日曜日に実施)

*朝清掃 (全員参加)

- ① 各自、割り当てられた場所を掃除する。(物置前の掲示で確認)
- ② 体調・早朝外出・帰省等で参加できない時は、7:00までに清掃担当に連絡する。

*夜掃除・夜のトイレ掃除・風呂掃除

①夜掃除

休日(日・祝)や月例神宮参拝のため、朝清掃のない日の前日に行う。

(21:30~21:40)

②夜のトイレ掃除・風呂掃除

朝清掃に不参加の人が、その日の夜に実施する。

(ロビーのプレート横のボードに氏名・場所を掲示)

(21:30~21:40)

病気・帰省の場合は、指定された日に実施する。

3 朝拝・夕拝

- (1) 全員、必ず出席すること。
- (2) 病欠及び欠席者は、7:00 班長又は副班長に報告。
- (3) 食堂(神殿)への入退室の際は、神棚に一礼する。
- (4) きちんとした服装を心掛ける。(ノースリーブ・コート・甚平・パジャマ禁止
シャツ・ジャージーなどの前開きの服は上まで閉める・靴下着用)
- (5) 班毎に着席し、班長又は副班長の司会で、拝礼・点呼・挨拶を実施する。
拝礼後、寮長挨拶、連絡事項を伝える。
- (6) 私語を慎み、騒がない。

4 食事

- (1) 朝食の準備・片付けは、班毎に行う。班長又は副班長の「いただきます」で一拍手(礼手)後開始し、各自で「ごちそうさま」、一拍手(礼手)で終わる。

- (2) 食器の持ち出し禁止。
- (3) 傷病のため居室で食事をする場合は、寮長か寮母の許可を得る。
- (4) 厨房へは立ち入り禁止とする。
- (5) 食後は食器をすぐに片付けること。
- (6) 食事不要の場合は管理室の食事変更ノートに2日前までに記入する。

5 入浴

- (1) 入浴マナーを守る。(☆体を洗ってから湯船に浸かる☆タオルや髪を湯に浸けない☆水気をとってからを出る)
- (2) アクセサリー類は、部屋で外してくること。ヘアピンは持ち込み不可。(ヘアゴムのみ使用可)
- (3) 浴室にガラス瓶等、こわれやすい物を持ち込まない。

6 自習時間

- (1) 自習時間中は静粛を保つ。騒音を出さない。(居室での携帯の通話・ドライヤーの使用禁止・イヤホンの着用)
- (2) 他の居室を訪問することは、原則として禁止する。
- (3) その他、他の迷惑になる一切の行為を禁止する。
- (4) 休日・祝日は自習時間を定めない。

7 居室の使用

- (1) 壁や家具へ、むやみに釘・鋸・ネジ・粘着物等を使用しない。
- (2) 室内は、常に整理・整頓し、清潔にしておくこと。
- (3) 愛玩動物を飼うことを禁止する。
- (4) 寮外の訪問客にはロビーで面会し、居室には入室させない。
<但し寮長(寮母)の許可があれば父母等親族はその限りではない>
- (5) 寮内では所定の上履きを使用すること。音のする上履きは禁止する。また、廊下・下駄箱の上など、共有の場に私物を置かない。
- (6) 貴重品の管理は、自己責任とする。外出時は鍵をかける。
- (7) 部屋干しは、極力控えること。やむを得ず干す場合は、エアコン(暖房・ドライ)を使用する。カーテンレールに物を干す、吊るすなどしない。
カビが発生した場合は、各自が責任を持って対処する。
- (8) ドライヤーの使用は、居室・洗髪台のみとする。*居室での使用は自習時間を除く

(9) 許可された電気器具以外の持ち込みを禁止する。

持ち込み可能な物：ポット・ドライヤー・扇風機・コタツまたは電気カーペット
オーブントースター・コンタクトレンズ洗浄器・テレビ
プリンター・カセットデッキ（CD・MD可）・携帯電話
充電器・ミニコンポ（50W以下）・ノートパソコン

※ 携帯電話：寮内ではマナーモードにする。

使用は居室・談話室に限定する。

(10) 寮長又は寮母は、必要に応じて各居室を見て廻ることがある。

(11) 鍵を紛失した場合は弁償とする。

8 設備の使用

* 使用時間 別表参照のこと

(1) 寮内（寮敷地を含む）での集会は、寮長の許可を必要とする。

(2) 諸設備が不良になった場合は、寮長に報告する。

(3) 寮生は、各自の部屋・調度品・その他の設備を毀損した場合は、弁償の責を負わねばならない。

9 門限

(1) 門限の5分前には指定場所で待機し、門限点呼を受ける。

門限点呼は食堂で行い、居室門点は月に1度行う。

（点呼は、寮長、各班長・副班長が実施する。）

(2) やむを得ない理由で間に合わない場合は、その旨を速やかに寮長に連絡し、門限延長の許可を得る。原則として、私的な理由は認めない。（15 罰則基準参照）

(3) 部活などで、前もって分かっている場合は、2日前 22:00 までに門限延長届を提出する。

10 消灯

(1) 24:00 には自室の電気を消す。（スタンドライトと豆電球は可）

(2) 消灯後の他室訪問を禁止する。

(3) 消灯後は他の迷惑となる一切の行為を禁止する。

◎自室での携帯電話の通話は禁止。談話室・電話ボックス・図書室のみ可能とする。

◎コンポ・CD プレーヤー・パソコン・テレビ等は、イヤホンをつけて使用すること。

◎廊下・階段での立ち話を禁止する。

◎音と光に配慮する。(談話室での会話・スリッパの音・ドアの開閉等)

11 防災

- (1) 各居室の火災予防は、各自の責任とする。
- (2) 寮生は、建物全般の火災予防に注意する。
- (3) 建物内に引火性物質を持ち込んで서는ならない。(火気厳禁)
- (4) 消火器の使用訓練、緊急避難訓練(防災訓練)を実施する。
- (5) 火災及び地震等の発生時における対応は、別紙第1に示す。

12 外出

- (1) 外出時・帰寮時には、プレートのかけ替えを確実に実施する。
- (2) 早朝外出(5:00以降)は、2日前22:00までに早朝外出届を寮長に提出し、許可を得る。班長と清掃担当にも連絡する。

13 外泊

- (1) 外泊の際は、2日前22:00までに、「外泊許可願」を寮長又は寮母に提出し、許可を得る。「外泊許可証」は、所定のポストに入れる。その後、班長と清掃担当に連絡する。
- (2) 2日前22:00までに、各班のボードに必要事項を記入する。
- (3) 帰寮時は、寮長又は寮母に「外泊許可証」を返す。
- (4) 外泊日時を変更する場合は、寮長又は寮母に報告し許可を得る。
- (5) 下駄箱に外泊プレートをかける。
- (6) 伊勢市内での外泊は禁止する。(親族と一緒にする場合を除く)
- (7) 許可なしに外泊した場合、学生寮規程に基づき処分する。(15 罰則基準参照)

14 来訪者対応

- (1) 来訪者が寮内に立ち入る場合は、寮長・寮母の許可を必要とする。
- (2) 面会時間は、8:30~20:00とする。(居室への入室禁止 家族は除く)
- (3) 来訪者へは、失礼のないよう誠実な対応を心掛ける。

15 罰則

寮生が本寮の諸規則に違反し、寮生活の秩序を乱す行為をした場合は、次の処分を行う。(1) 退寮 (2) 謹慎 (3) 戒告 <学生寮規程第10条罰則>

但し事案によっては、発生後、速やかに正直に申し出た場合は、この限りではない。また、個々の罰則基準は、別紙第2に示す。

- (1) 寮主任、寮長、寮母、アドバイザー及び寮顧問の指導や指示に従わなかった場合。厳罰(即退寮)の対象とする。特にうそ及び厳禁行為をした場合
- (2) 壁に落書きをする、故意に壁・器物及び備品等を破損、亡失するなどした場合
- (3) パソコンの使用ルール(インターネット使用)等に不正、違反した場合
- (4) 酩酊した場合、飲酒に起因したトラブルを起こした場合暴力を起こした場合及び寮内で飲酒をした場合更に寮内・外を問わず未成年が飲酒した場合及び未成年に飲酒させた場合更に未成年を問わず寮、内外で喫煙した場合又寮内に酒タバコを持ち込んだ場合
- (5) 自習時間及び消灯後、特に喧騒はなはだしい場合
- (6) 賭事をした場合
- (7) 異性を居室に入室させた場合 無断外泊した場合
- (8) 許可なく門限時刻に遅れた場合及び伊勢市内に外泊(親族同伴除く)した場合
- (9) 電気焼肉器、電気たこ焼き器、カセットコンロ等の器具を寮内で使用した場合
- (10) 自動車及び自動二輪車(50ccを超えるバイク)、原動機付自転車の使用禁止。
- (11) 寮生としての名誉を犯す行為(窃盗、器物破損、暴行等の犯罪行為及びいじめを含む)等があった場合なお、罰則事案が発生した場合は大学へ報告するとともに犯罪行為が生じた場合は、厳正に対応〔大学への報告、関係官署(警察)への通報及び家族への連絡〕

16 その他寮生の守るべき基本的事項

- (1) 寮生は、寮の諸行事について相互に協力しなければならない。
- (2) 寮内では禁酒・禁煙です。(20歳を過ぎていても)
- (3) 寮内において寄附・募金又は印刷物の配布・文書の掲示をする場合には、事前に寮長の許可を得る。
- (4) インフルエンザ・ノロウイルス等の伝染病については、各自で、予防接種・うがい・手洗い等の予防措置をとる。伝染病その他発病の徴候のある場合は、速やかに寮長又は寮母に届け出て病院で診察を受ける。インフルエンザ予防接種全員受診義務(アレルギーの者を除く)

- (5) 廊下・階段の歩行は、静粛にすること。
- (6) アルバイトをする場合には、勉強・寮生活の妨げにならないようにすること。

17 班長・副班長・班当番

寮生活における規律の維持及び健全な生活を支える基盤となる業務である。

寮生は、積極的に班長・副班長をバックアップすること。

- ☆ 班長：各班の代表であり、まとめ役である。
日常生活における寮長・寮母と寮生とのパイプ役を勤める。
- ☆ 副班長：班長の補佐

班長・副班長の役割

- ①朝・晩の点呼 ②朝拝・夕拝時の司会
- ③班ボードの管理
(班当番表・配膳当番表・見回り当番表)
(神宮参拝の並び方・朝拝時の並び方・帰省者表)
- ④行事等の円滑役・健康チェック (班長) ⑤特別室チェック (副班長)

- ☆ 班当番：毎日各班より1名が担当する。

活動内容(日曜祝日は他)

集合前にトイレ・洗濯室・洗面所・階段・ピアノ(1班)・図書室(1班)・談話室(2、3班)・ロッカー室(2、3班)の窓をあける

- ① 6:45 ロビー集合 鍵を開ける。(1,2班：玄関・正門、3班屋上の扉)
新聞を各班の談話室(1班は管理室)へ持っていく。(1班：産経新聞, 2班：伊勢新聞, 3班：中日新聞)
- ②6:55 起床音楽 7:00 起床通達(1人) 食堂の準備(2人) 緑のカーテンを開ける。櫛と水器の水を替える。
7:00 廊下の電気を1か所のみ点ける。
- ③21:30 各階戸締り ④1:40 お風呂掃除
- ⑤22:00 戸締り(正門・玄関・ロビー)
- ⑥門限点呼後 各階最終点検後各階廊下消灯 (見回り人の先輩と一緒に実施)
- ⑦寮長(警備員)に最終点検報告する。
- ⑧翌日の班当番にプレートを渡す。

設備・器具等の使用可能時間

	使用時間	備考
食堂	24 時間お茶のみ可能	寮長の許可を得る集会等使用 24:00
ロビーでの練習	起床～23:00	特別な時でも 24:00 まで
洗髪室	24 時間使用可能	ドライヤー24 時間使用可能
入浴	17:00～21:30, 22:00～23:30	
図書室(多目的室)	24 時間使用可能	1 班の談話室
洗面所	6:00～24:00	早朝と 23:00 以降は静かにする
洗濯機	6:00～23:00 停止	洗濯した物は 3 F 干し場か 2 階室内物干し場に干す
乾燥機	6:00～23:00 停止	洗濯機から乾燥機の使用は禁止(副班長に報告する)
アイロン	24 時間使用可能	談話室で使用する事
除湿機の水捨て	24 時間使用可能	洗濯室の流し台使用
物干し場	7:00～22:00	閉鎖後は外に出てはいけない
給湯室	6:00～24:00	歯磨き、洗顔は禁止
冷蔵庫・冷凍庫	24 時間使用可能	
製氷機	24 時間使用可能	食堂のみ
食堂の電子レンジ	6:30～24:00	使用後コンセント抜く
食器洗い	6:00～24:00	23:00 以降は静かにする
談話室	24 時間使用可能	日没後の使用時はカーテンを閉める
テレビ	24 時間使用可能	消灯後は音量 15 以下 居室ではイヤホン着用
エアコン	24 時間使用可能	
物置	6:30～23:00	
掃除機	7:00～23:00	自習時間を除く
ピアノ室	7:00～23:00	
ピアノ	7:00～23:00	自習時間を除く

エレピアン	7:00～23:00	ヘッドホン使用
シャワー室	7:00～24:00	
ロッカー室	24 時間使用可能	
自習室	24 時間使用可能	飲食禁止
パソコン室	24 時間使用可能	飲食禁止
輪転機	7:00～22:30	寮長・寮母から許可を得る
自販機	24 時間使用可能	飲食は居室又は談話室でのみ可能